特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	障害者自立支援給付等に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、障害自立支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、各種サービス利用の相談、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給認定、障害福祉サービス受給者証発行、支給認定業務では、所得情報及び口座の照会を行う。 1 自立支援給付等に関する事務 2 介護給付等の支給決定の更新及び変更に関する事務 3 地域相談支援給付費の支給決定の更新及び変更に関する事務 4 自立支援医療費の支給決定の更新及び変更に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイルタ	名
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の21、51、117の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない

3) 未定

 2法令上の根拠
 1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144, 155, 161の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37, 75, 144, 145, 146の項

 5. 評価実施機関における担当部署
 市民福祉部 障がい福祉課

 ②所属長の役職名
 障がい福祉課長

 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

厚木市 総務部 行政総務課 情報公開·法制係 請求先 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号

任 所: 〒243-8511厚木市中町3] 目1/番1 電話番号: [EL046-225-2287

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

厚木市 市民福祉部 障がい福祉課 障がい者支援第一係、第二係 連絡先 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階)

電話番号:046-225-2247、2254

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
	<選択肢>
	1) 1,000人未満(任意実施)

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] 3)1万人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上			
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点			
2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上を	く選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点			
3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定 情報に関する重大事故が発生したか	個人 [発生なし] (選択肢) 2)発生なし 2)発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書		点項目評価	5書又は全項	3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び	
。 杜中四 L 桂和 の 3 工 / 4	at +0 +0 /4 /4		1 子 塚 15 土	ュナナルノ	,		
2. 特定個人情報の入手(†	育取促供イ	・ットリークンステ	ムを通した	人手を除く	,)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特	に力を入れている	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を	除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続	しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特	に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	項を遵守している。申請時にマイナナンバーを取得するのではなく、申	マイナンバー登録事務に係わる横断的なガイドライン」の次の留意事ナンバーの記載が必要であることを周知し、住基ネット照会によりマイ申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンっている。また、更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録さいか、確認している。

9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [(〇] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正(4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシステ	スクへの対策 こ必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 こ使用されるリスクへの対策 等のリスクへの対策 るリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	範囲が必要最小限となるよう、アクー 担当者の研修において離席時のロー	ドットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照 セス制限を実施している。また、アクセス権限所持者には、事務取扱 グアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策 ケルターを設置していることから目的外の入手が行われるリスクへの

	# ===	NAME OF TAXABLE PARTY.	(大田)の (田)	0.000	
sector of	: 間通情報 7 特定個人情報の関係-訂 ※-利用等よ請求	厚木中和西部大量点制度情報公開區	原文を配表板 行政股票間 恒路公開名 住 第一720-1011原末布を発工作17番17	**	機構改革に作り、影響の変更 であり、重要な変更に該当し
	58.8		名 電話番号 008-229-2287 原文者 福祉新選が、福祉課業の、福祉系 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		D.,
sector o	・ 関連情報・ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する同会わせ	原水中极性和原介/极性源		**	記載内容の変更等であり、重 美な変更に認用しない。
			(第二件会1階) 現計書号 068-220-2221	_	人事実動:サラ、その他の名
destat s	: 投資情報 s 計画実施機関における信 施報等 (2所属長	用25、低性排表 用料 II	建水、福州課長 混碎 申 典	**	人事異数に作う、その他の項 自の変更であり、重要な変更 に設施しない。
i e te dant	: 関連情報 5.計画実施機関:お7を信 点配着 2月開発の発性系	第21、福祉課長 淳泉 申夫	開から 福祉課長	**	様式変更に参う変更であり、! 美な変更に該当しない。
****	2の展集の実施を の リスク対策	-	#Boilt	Tip.	高級項目が基金の記載事項 高さなぶによる相対の変更で あるため、事的の提供、公表
metal co	: 間通情報 7 特定個人情報の間示-打 正-利用等上請求	原水市 起用板 行政起用器 情報公開場 他 所 平20-011原水市中南3丁県17番17 毎	原水市 松陽縣 行政政務課 情報公開-放射長 他 所-720-001第末市中間7首17番17 号	**	が最終的でもれていない。 係の名物の変更であり、重要 な変更に該当しない。
NEWEND D	請求当 : 投資情報 に 情報を小力ワークシステム による情報過度 では中土の情報	電話音号 000-225-2287 音号波第11条第7号	電話番号 008-223-2287 番号波第10条第8号	**	番号法律3に行う変更であり 音楽な変更に診断しない。
				**	
Section 2	ましたい情刊新選目 に対象人数 時点向時	平成30年7月1日	作用2年7月1日		
essent-d	11年に信号所採用 2.効労を数 対点回答	平成28年7月1日	作物2年7月 1日	84	
Sect - Secti	1 関連情報 ②事務の概要	国著者の自定生活及び配金生活を飲め的に支 要するものの改体に基づき、各様サービス利用 の根据。由文学課的付け資語的は、即編集級計 由文技媒系、機関集の支配協定と、指書報報 サービス受給電話券付、支配協定主務では、所 機構的所受を行う。	議事者の自念を正及い代金を活を飲め的に支 数するかめの法律に基づき、各種サービス利用 の相談、在立実施的付い談談がけ、認識を認が、 自立支援系術、相談別、の支助型力、指置極地 サービス交換を監修が、支助型支業務では、所 時機能及び口道の所依を行い、所	¥n	等機構動の他に口服機構の! 食を行う。
Set Led	ましきい後世際議員 に対象人数 神点品時	######################################	enerolas	Ŧn	の金更数口を情報を利用する これによる機会
Set Led	1.対象人数 特点回時 ましかい情報報道目 よ効能容数 特点回時	48atr818	48-9-8-0		公会受取口を情報を利用する 公会受取口を情報を利用する これによる事業
	2.00000 神点扇神 1. 間通信報	Pared 1/5 1 H	P14-614(51H	+11	
SECTION S	1 間通信報 1 特定個人情報ファイルを取 小部分事務 (2システムの名称)		中間サーバー、中間サーバーユキクタを追記	¥e.	の食気取り展情報を利用する これによる様素
Sect of the last	: 関連情報 2 個人番号の利用 法令上 の報報	行政予続きにおける特定の個人を開放するもの の番号の利用等に関する法律(以下、「番号出」 という。)第10番第1項 別表第一の12、14、3	行数手続きにおける特定の個人を開発するため の番号の利用等に関する連絡(など、「番号利用 達しいう、選手を駆け、指数第一の12、14、 74、24の第	**	記載内部の変更等であり、重 乗な変更に抽象しない。
		4,47,840美			AND BUT
Berlin () will	: 反連性等 4.性能受験ルケーデンス の出や1.の経費	1、情報信託の経過 1、情報信託の経過 1、情報は、整理機能を対象を 1、情報は、整理機能を対象を 1、情報を表現したのと終りである。 1、表現した。 1 、表現した。 1 、表現した。	INTERPORT OF THE PROPERTY OF T	**	製造内容の変更をであり、 関の変更に関係しない。
Self-2-ed	」 技術機能 ■ 特定収益機能フィイルの数 単元	漢之帝 福祉國際的 福祉 福祉 高度 医二甲基丙基 化二甲基丙基 化二甲基丙基 化二甲基丙基 医二甲基丙基 医二甲基丙基 医二甲基丙基 医二甲基二甲基 化二甲基甲基 化二甲基 化二	180年 - 日本日 田中本本本本 中華 - 日本日 田中本本本 中華 - 日本日 - 日本日本日 中華 - 日本日本日本日本日 中華 - 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日		
det (Fed		号 (第二件會1階) 電話番号 046-225-2221	報 第・724-63 (株本市中の丁田17番17 号 (第二件会1報) 電話番号 068-229-2247, 2294	**	製品内容の変更等であり、重 美な変更に飲命しない。
Sect - Dead	27 リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	養殖していない	養師している	**	記載内容の変更等であり、重 美な変更に認用しない。
Sec. (2-45)	27 リスク対策 E 監査	ecan	ANTE	**	記載内容の変更等であり、重 美な変更に認用しない。
Set (bed	I しきい後州新福音 1. 対象人数	专和e称10月1日	全和地 1月18日	**	通道の保持への変更であり、 要要な変更に診察しない。
Se4 - 2 - 40	I したい他州新城市 2. 取扱者数	今知4年10月1日	今初4年 1月1日日	**	直近の日時への変更であり、 意美な変更に禁止しない。
Set (bed	080	今知年 (月24日	全物4年1月18日	**	直近の保持への変更であり、 世長な変更に禁止しない。
Set Ded	2V リスク対策 5. 特定個人情報の提供-移転	機会・移転しない	特に力を入れている	84	記載内容の変更等であり、重 実な変更に認用しない。
			11.000.000		
Service of	: 投資情報 : 計画実務機関:おける信 系配書 ①配書	61.6	中共福祉部	**	機構改革に作う、部署の変更 であり、重要な変更に該会し い。
Service of	: 関連情報 ※ 特定個人情報ファイルの取 協いに関する間合わせ 連絡所	616	*#446	**	機構改革に示う、影響の変更 であり、重要な変更に数量し
Service of	ましたい他州新城市 1. 対象人物	±Rosts (Finish	*RutsAnii	**	直近の日時への変更であり、 音楽な変更に禁むしない。
		48et 1816	*ReteRel	***	
Bertina.	1 したい他州新城市 2. 取扱を数		学和维利 用品	**	通道の保持への変更であり、 意要な変更に禁止しない。
Set LECT	: 関連情報 3 個人番号の利用	行政予続に知ける特定の個人を推測するののの 最後の利用期に関する法律(以下、「書号利用 法(以下)、「 第10番第1項 別表第一の12、14、34、84の	行後手続における特定の個人を推測するののの 機等の利用等に関する政策には下、「機等法」と いう。) 第3条を選り機 別番の21、21、117の機	**	法改正に持う記載内容の様と であり、重要な変更に該当し い。
Bell Line	2 間違性を 2 情報情報 4 情報情報をかつ一つシステ 上によく情報情報 第1条件上の情報	The second secon	3000 10 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11	**	油油は10円分割機所向の相当であり、更新な変更に該係してい。
		別房第二第116項 第18条の2の2第1号 二、第2号、第3号、第6号、第1号、第1号二、第 8号、第1号、第10号、第11号、第12号			
8081810		新版生活 11年間 第2年金の2022年1日 - 12年 4 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5			
British di	がsxの対策 もよそを含むさ作業	(株件) 2 情報等金の機能 (1)等等時間度 第10年第24年 別長第二 第10、11、20、32、10米、10米、110の等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (3)第三第10回 第0を第2年 (3)第三第10回 第10を第2年 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第	新成工作·斯尔巴斯	**	
	かいの対象 エルチを含むする作業 かないの対象 に対象を表示しませます。	(株件) 2 情報等金の機能 (1)等等時間度 第10年第24年 別長第二 第10、11、20、32、10米、10米、110の等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (3)第三第10回 第0を第2年 (3)第三第10回 第10を第2年 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第	新年式:小・新小二百里 新年式:小・新小二百里	*# *#	
8081,500 8081,500 8081,500		(株件) 2 情報等金の機能 (1)等等時間度 第10年第24年 別長第二 第10、11、20、32、10米、10米、110の等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (3)第三第10回 第0を第2年 (3)第三第10回 第10を第2年 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第	新聞のよう。それに記載 新聞のよう。それに記載 それである。		最近の途中の意思であり、
	かりスク対策 11. 最も優先度が高い心性える れる対策	(株件) 2 情報等金の機能 (1)等等時間度 第10年第24年 別長第二 第10、11、20、32、10米、10米、110の等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (2)等等時間度制度第二の主義等令で変化等 (3)第三第10回 第0を第2年 (3)第三第10回 第10を第2年 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第 (3)第三第2回回 第10を第1年、第2年、第	新成:水·水水:彩框	Ŧĸ	直回の回答・の変更であり、 実施の変化である。ない。 最近の回答・の変更であり、 要数の変化である。